

地域主体の公共交通サービスの検討

1. 概説

道幅が狭い地区や人口の少ない地区、ちょっとした距離での移動ニーズには、路線バスやコミュニティバス「たけまる号」等での支援が困難な場合がある。そのため、既存の公共交通ではサービスが行き届かない地区や人に対して、地域主体の公共交通サービスを導入することで課題解決に繋げたい。

そこで、地域主体の公共交通サービスの導入を検討している菟の台住宅地自治会を対象として、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送（以下、助け合い輸送）による公共交通サービス補完の試験運行（実証実験）を行う。

2. 検討項目

助け合い輸送の試験運行（実証実験）については、次に示す検討項目（検討内容）を想定している。なお、検討のスケジュールは下図に示すとおりである。

- ①試験運行に関する地元関係者（自治会等）との打合せ協議（地元協議）
- ②試験運行の運行内容の検討（地元が主体となり検討する）
- ③試験運行のための準備（行政が支援する）
- ④試験運行の実施（実証実験）
- ⑤試験運行の評価分析や本格実施に向けた検証

	令和4年度												令和5年度以降
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地元協議			○	○		○		○					
運行内容検討(地元が主体)													
運行のための準備													
運転講習会の受講													
保険加入等													
奈良運輸支局との協議													
試験運行					(3ヶ月程度)								
評価分析・本格実施の検証等													
活性化協議会の開催予定			○			○			○			○	

図 1 検討スケジュール

3. 検討内容

3.1. 試験運行に関する地元関係者（自治会等）との打合せ協議（地元協議）

萩の台住宅地での許可や登録を要しない運送（助け合い輸送）に関する試験運行の実施にあたって、地元関係者と必要事項等の打合せ協議を実施する。

	開催の主な目的	主な議題
第1回 (6/10)	・運行にあたって守らなければならないこと、決めなければならないことについての意識共有	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に作成したガイドブックの内容説明 －運送の対価を受け取ることが出来ない点の説明 －既存の公共交通サービスとの競合は望ましくないことの説明 －運送範囲や運送する時間帯等、運送に関して決めることの説明 －予約方法に関して決めることの説明 －生活支援サービスと連携した実施方法等のルールづくりの説明 －自動車学校等での一般講習の受講に関する説明 ・試験運行までに準備や決めなければならない点の確認
第2回 (7月頃予定)	・地域で決めたルール等の内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で決めたルール等の確認 －運送の対価を受け取らないことの確認 －運送の主目的の確認 －運送範囲や運送する時間帯等、運送ルールの確認 －予約方法の確認 －事故発生時の対応方法の確認 －試験運行時の定期的な会合の開催予定の確認 ※ここで確認した内容をもって、奈良運輸支局との協議を行う。
第3回 (9月頃予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・試験運行の実施状況の確認 ・ルール等の見直し有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験運行の実施状況（利用者数等）の確認 ・運営上、問題となったことや改善したいことの確認、必要に応じて改善内容を協議
第4回 (11月頃予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・試験運行の実施結果の確認 ・ルール等の見直し有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験運行の実施状況（利用者数等）の確認 ・運営上、問題となったことや改善したいことの確認、必要に応じて改善内容を協議 ・継続実施（本格実施）の意向の確認

3.2. 試験運行の運行内容の検討（地元が主体となり検討する）

助け合い輸送の試験運行に向けて、「ボランティアドライバー」「利用者」「運行日」「運行時間帯」「運行エリアや行き先」「利用方法」「お金」等についての利用や運行のルールを地元が主体になって検討する。

検討に際しては、地域主体の公共交通サービス導入のガイドブック「地域みんなでつくりあげる公共交通」の手順5を参考に、具体的な運行内容や利用ルール等を決定する。なお、生駒市は適切な支援や助言を行う。

3.3. 試験運行のための準備（行政が支援する）

助け合い輸送の試験運行に向けた準備として、次の支援を生駒市より行う。

<運転講習会の受講の支援>

助け合い輸送のボランティアドライバー候補者は、自家用有償旅客運送向け（交通空白地有償運送）の大臣認定講習を受講することで、安全運転に関する基礎的な知識や技術の習得を目指す。受講料は生駒市が負担する。

講習会は、「特定非営利活動法人京都運転ボランティア友の会」に依頼する。

<保険の加入の支援>

助け合い輸送の試験運行に使用する車両（萩の台住宅地自治会が保有する軽四自動車）については、移動支援サービス専用の自動車保険に加入する。保険料は生駒市が負担する。

<利用者からの同意書受領の必要性について>

助け合い輸送は、あくまでもボランティア活動の一環であり、移動サービスに対する過度な要求や、万が一の事故での過剰な責任の追求等にならないよう、利用者本人や利用者の家族からの同意書が必要であることを、地元関係者に伝える。

<奈良運輸支局との協議の実施>

助け合い輸送の試験運行内容について、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送であることについて、奈良運輸支局と確認・協議を行う。

なお、奈良運輸支局より指摘を受けた内容については、地元関係者と変更案を検討する。

3.4. 試験運行の実施（実証実験）

助け合い輸送の試験運行を、おおよそ3ヶ月程度実施する。

試験運行期間中は、利用者の属性や運行に対する評価（意見や感想等）を収集する。

3.5. 試験運行の評価分析や本格実施に向けた検証

助け合い輸送の試験運行結果を踏まえて、本格実施をするか否かの検証を行う。

なお、本格実施する場合は、次の項目について、地元側で費用負担する必要があることに留意する。

<本格実施時の地元側費用負担>

- ・移動支援サービス専用の自動車保険（対象1台・稼働日100日で10～20万円程度）
- ・運転講習会の受講費（1人につき10,000～15,000円程度）